

# 奈良市まち・ひと・しごと創生総合戦略懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定するに当たり、学識経験者等からの幅広い意見を聴取するため、奈良市まち・ひと・しごと創生総合戦略懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合戦略に基づく施策の推進及び効果検証に関すること。
- (3) その他前2号に関連すること。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) その他市長が適当と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 懇話会の開催期間は、5年間を目途とする。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総合政策課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成27年4月9日から施行する。